

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令 和 7 年

## 企画総務委員会会議録

令和7年12月3日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

# 企 画 総 務 委 員 会 会 議 錄

- 1 開会年月日 令和7年12月3日(水)  
2 開会場所 議会第3会議室  
3 出席者 委員長 太田 雅久 副委員長 大貫 はなこ  
(8人) 委員 拝野 健 委員 田中 宏篤  
委員 寺田 晃 委員 早川 太郎  
委員 富永 龍司 委員 秋間 洋

- ## 4 欠席者 (0人)

- ## 5 委員外議員 (0人)

- |         |       |         |
|---------|-------|---------|
| 6 出席理事者 | 区 長   | 服 部 征 夫 |
|         | 副 区 長 | 野 村 武 治 |
|         | 総務部長  | 小 川 信 彦 |
|         | 総務課長  | 福 田 健 一 |
|         | 人事課長  | 飯 田 辰 德 |

- 7 議会事務局 事務局長 鈴木慎也  
議事調査係長 吉田裕麻  
書記 関口弘一  
書記 塚本隆二

8 案件

## ◎審議調查事項

- |      |         |   |
|------|---------|---|
| 案件第1 | 第 96号議案 | 東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例            |
| 案件第2 | 第 97号議案 | 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例   |
| 案件第3 | 第 98号議案 | 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例             |
| 案件第4 | 第 99号議案 | 東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

案件第5 第100号議案 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

◎理事者報告事項

【総務部】

1. 議員の議員報酬の額及び区長等の給料の額の改定について

.....資料1 総務課長

2. 令和7年特別区人事委員会勧告について

.....資料2 人事課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 4時42分開会

○委員長（太田雅久） ただいまから、企画総務委員会を開会いたします。

○委員長 初めに区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 よろしくお願ひします。

○委員長 よろしくお願ひします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 案件第1、第96号議案、東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例から、案件第5、第100号議案、東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの5議案は、いずれも関連する案件でありますので、一括して議題といたします。

また、本案は、理事者報告事項の議員の議員報酬の額及び区長等の給料の額の改定について及び令和7年特別区人事委員会勧告についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第96号議案から第100号議案までの5議案及び報告事項について、一括して理事者の説明を求めます。

人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 それでは、98号議案、第95号議案及び報告事項についてご説明申し上げます。

初めに、報告事項でございます。

資料2をご覧ください。勧告制度は労働基本権の制約を受ける公務員の代償措置の一つとして、公務員の給与を適正に維持するために、専門的、中立的機関である人事委員会が行うものでございます。勧告内容は、人事委員会が民間給与実態調査を実施し、職員の給与水準について民間従業員の給与水準と均衡させることを基本としております。本年の特別区人事委員会勧

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

告は10月14日、各区議会議長及び各区長に対して行われました。

それでは、勧告の概要についてご説明いたします。

項番1、月例給の改定でございます。月例給につきましては（1）のとおり、公民比較の結果、民間給与との格差は3.8%、金額1万4,860円となり、この差を解消するために、（2）のとおり若年層に重点を置きつつ、全ての給与及び号給について給与月額を引き上げるとしております。月例給の引上げ勧告は4年連続となります。

（3）実施時期につきましては、令和7年4月1日に遡及するものとしております。ただし、1点の条件に該当する会計年度任用職員の給与・報酬額の取扱いでございますが、12月1日に改定することといたします。

次に、項番2、特別給の改定でございます。（1）の公民格差は0.07月でした。

（2）の改定内容は、年間の支給月数を0.05月引き上げて4.9月とし、引上げ分については民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしております。特別給の引上げ勧告についても4年連続となります。

2ページをご覧ください。（3）実施時期につきましては、令和7年12月1日から実施することとしております。

以上の項番1から2について、特別区長会では特別区人事委員会の勧告どおりに実施することとし、職員団体と交渉を行い、ただいまご説明した内容で11月20日に可決いたしました。

次に、項番3、給与制度の見直しでございます。（1）目的です。管理職の職務・職責をより重視した給与体系の実現と、早期昇格者の待遇改善を図ります。

（2）対象です。行政職給与表（一）5級・6級、医療職給与表（二）5級及び医療職給与表（三）5級の適用を受ける管理職でございます。

（3）見直し内容です。まず、行政職給与表（一）についてでございます。5級の課長級は給与表の5級1号給から32号給までをカットし、初号水準を引き上げいたします。6級の部長級は6級1号給39号給までをカットし、40号給から89号給までを9号給構成に見直しいたします。また、昇給制度を職責重視へ見直しいたします。

次に、医療職給与表（二）及び（三）についてでございます。こちらにつきましては行政職給与表（一）との均衡を基本に見直しをいたします。

以上の勧告内容を踏まえ、特別区長会では現在、管理職の給与制度について見直しを進めています。決定後、改めて給与表の改定を含む条例の改正案を区議会に提出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、項番4、改正する条例でございます。資料記載の2条例を改正いたします。

以上が報告事項でございます。

続きまして、議案について新旧対照表によりご説明いたします。

今回の改正は先ほどの月例給及び特別級の改定内容を踏まえたものでございます。3ページをご覧ください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

第98号議案、東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。第1条の規定による改正は今年度から施行する内容を、第2条に規定する改正は来年度から施行する内容を記載しております。

初めに、第1条による今年度に関する改定でございます。第9条の3は、医師及び歯科医師に係る初任給調整手当について限度額を引き上げる改正、第21条と第21条の4は、一般職及び管理職員の12月の期末手当、勤勉手当の支給月額を引き上げる改正でございます。

4ページをご覧ください。別表1から別表5までは月例給を引き上げる給与表の改正でございます。

なお、別表につきましては、別データで格納しておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして、第2条による来年度に関する改正でございます。第21条と第21条の4は、引き上げ後の期末手当、勤勉手当の支給月数を6月と12月に均等に割り振る改正でございます。

附則でございます。5ページをご覧ください。第1項は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行することを定めるものでございます。第2項以降につきましては、改定後の給与表の適用日などについて定めるものでございます。

6ページをご覧ください。続きまして、第99号議案、東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。第1条の規定による改正は今年度から施行する内容を、第2条に規定する改正は来年度から施行する内容を規定しております。

初めに、第1条による今年度に関する改正でございます。第16条と第16条の2は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月額数を引き上げる改正、第30条と第30条の2は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる改正でございます。

続きまして、第2条による来年度に関する改正でございます。

7ページをご覧ください。第16条から第30条の2までの改正は、全て引き上げ後の期末手当及び勤勉手当の支給月数を6月と12月に均等に割り振る改正でございます。

附則でございます。8ページをご覧ください。第1項は、この条例の施行日は公布日からとし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行することを定めるものでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、いずれの議案につきましてもご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 それでは、第96号議案、東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例、第97号議案、東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例並びに第100号議案、東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきまして一括してご説明をいたします。

初めに、報告事項、議員の議員報酬の額及び区長等の給料の額の改定についてご説明いたし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。資料1をご覧ください。

まず、項番の1、特別区人事委員会の勧告でございます。こちらはただいま人事課長から報告のあったとおりでございます。

次に、項番の2、特別職議員報酬及び給料審議会の答申でございます。特別区人事委員会の勧告を受けまして、議員の報酬の額、区長、副区長、教育長の給料の額について、特別職議員報酬及び給料審議会に諮問したところ、資料に記載しておりますとおり、答申概要のとおり、月額の報酬給料は3.4%引き上げ、期末手当は0.05月引上げの答申をいただいております。その理由につきましては、物価の高騰が依然として区民生活や事業活動に影響を及ぼす中、企業による従業員の生活水準の維持向上や人材確保の観点から賃金の引上げの流れが続いている。本区では子育て支援や高齢者・障害者へのサービスの充実、災害対策の強化など、区民ニーズの多様化とともに様々な行政事業が増大をしている。区民生活に必要な施策を迅速かつ的確に推し進めていくためにも、議員及び特別職についてはより一層高度な専門知識や判断力が求められるとともに、これまで以上にその職責は増している。議員報酬及び特別職の給料については、こうした区を取り巻く社会情勢や本年の特別区人事委員会勧告並びに国や東京都の給与勧告で示された職務、職責をより重視した給与制度の整備等の状況を十分に考慮し、月額は3.4%引上げ、期末手当は0.05月引き上げることが妥当であると示されたものでございます。

2ページをご覧ください。項番の3、改定内容でございます。審議会からの答申を踏まえ、議員の報酬並びに区長等の給料月額を3.4%引き上げます。職員との均衡を図る観点から、適用日は令和7年4月1日といたします。期末手当につきましては、支給月数を現行の4.1月から4.15月にいたします。

次に、項番の4、期末手当の支給月数でございます。現行、6月と12月期が2.05月、合計4.1月でございますが、本年度につきましては議案にございます各改正条例の第1条において、12月期の期末手当を0.05月引き上げし、合計4.15月といたします。また、令和8年4月からは各改正条例の第2条において、6月と12月期、それぞれ2.075月として、合計4.15月としております。

最後に項番の5、改正する条例でございます。改正する条例は記載の条例3つでございます。報告事項については以上でございます。

続きまして、第96号議案、第97号議案及び第100号議案についてご説明いたします。

いずれの議案につきましても、ただいま報告事項でご説明した内容の改正となっております。

よろしくご審議の上、いずれも原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○委員長 それでは、第96号議案から第100号議案までの5議案及び報告事項についてご審議願います。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 今回職員と会計年度任用職員、賃上げですけれども、全ての級、号給で相当

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

な賃上げが、引上げがあるということ、あともう一つ、比較対象の企業、今まで50人だったのを100人に引き上げたと、これ20年ぶりだそうですけれども、そういう点ではこれについては賛成をしたいというふうに思っております。ただ、これ、実質賃金は春闘相場までいっていないんですね、公務員。ですから、そういう点では、春闘を下回る賃上げで実質は低下ということは、やはりこれはもっと本当は上げるべきだということは言いつつ、98と99については賛成というふうにしたいと思います。

問題は96、97、100なんですよね。これはやはり実態を、今日おこめ券の問題でちょっと言わせていただきましたけれども、今、区民生活はもう逆に物価上昇で本当に痛んでいます。私はおこめ券があんなに喜ばれるというのは、それは反対でいかに今暮らしが大変なのかというのを、今回ぐらい喜ばれたのはないですね。前、5万とか3万とかの給付よりも喜ばれましたよ。そういう点では、これだけ痛んで、いや、そんな感じですよ、何か。やっぱりそれだけの痛みが区民生活に走っているんだなと。年金生活者あるいは保護受給者等ももう大変なもんです。そういう点では、議員と特別職が上げていいのかということというのは感じています。じゃあ、どのくらい上がるんだということについて、区長、副区長、教育長、あと議員、あと議長、副議長ぐらいまで聞いてくかね、そういうところの年俸で教えていただきたい。年俸でどのぐらい上がるのかということ。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。

それでは、順にまず区長から申し上げます。年収ベースでございますが、昨年度と比較しますと、約87万円の増となりまして……。

(「幾らが幾らになるかというふうに答えて」と呼ぶ者あり)

◎福田健一 総務課長 それでは、区長でございますが、2,299万1,685円が2,386万5,569円になりますと、約87万3,000円の増になります。副区長でございますが、1,847万7,245円が1,917万2,675円に変更になりますと、約69万5,000円の増となります。教育長でございますが、1,584万492円が1,644万5,182円になりますと、昨年と同じように、昨年と比較しますと60万4,000円の増になります。議長でございますが、1,668万8,850円が1,733万2,835円になりますと、約64万3,000円の増になります。また、副議長でございますが、1,432万110円が1,486万4,437円になりますと、約54万4,000円の増でございます。議員の皆様でございますが、1,096万4,395円が1,138万7,060円になりますので、約42万2,000円の増となります。以上でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 特別職と議員はより一層高度な専門知識や判断力が求められる、これまで以上にその職責は増していると、これはもちろん否定はしないんですよ。それは当然、私たち大事な仕事をやっているし、もちろん区長も本当に大変な仕事をやっているということはあれです。ただ、やはり今の区民生活を見たときにこの値上げをすべきなのか。しかもこの間、去年

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

もそうでしたけれども、おととし、去年とやはり国民健康保険の値上げ、区民には物すごい痛みを押しつけているわけですよ、我々は。行政も議会も。今回私もびっくりしたんだけれども、今回あれでしょ、東京都の国保連協に国の仮係数の出ましたけれども、国保ですよ。これ、もう20万近く、1人当たりのになって、1万1,826円の大幅値上げの試算が示されていると、これですね。これまた出すわけでしょう、多分。区長も提案するだろうし、議会がそれ認めてしまうわけでしょう。私たちがそういう仕事をやっていいのかということが問われる。尊い仕事、大事な仕事ですよ。だけれども判断力だと高度な専門知識といったって、国民健康保険加入者に痛みを押しつけているんだから、これ。自分たちだけ給料を上げていいのか、そういう話ですよ。だからそのところはやはりもう厳格に遠慮するというのが今の流れで当然なんじやないですか。さっきの金額聞いたって、率直に言ったら本当に区民がどういうふうに判断するか。もちろんそれはどう判断するかは聞いてみなければ分からぬですけれど。なんで、そういう点で96、97、100は反対ということでお願いしたいと思います。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 まず最初に申し上げまして、うちの我が会派として各議案について賛否が分かれておりまして、それは各議員それぞれの考え方のようなものがあると思いますので、会派として統一せずにそこは認めようということにいたしましたので、ちょっと最初にその賛否だけ申させていただきます。

96、97号議案に関しては、私と木村議員が反対をさせていただきます。そして、98、99に関しては会派全員で賛成をさせていただきます。100号議案に関しては、私と木村議員と吉岡議員が反対をさせていただきますということになりました。そこで、会派はちょっと分かれていますんで、反対の理由として私個人的な意見として言わせていただきます。

昨今、国会でも国会議員の年収の引上げについてが議論されて話題になっております。その中でやはり多くの国民の方は反対だということを申し上げながらも、さらに議員定数削減の問題に対しても、議員定数削減より報酬を下げるという声がやはりSNS等々で多いということを私も見かけております。それがやはり一般国民の今の感情だと私は思っていますし、先ほど秋間委員からおこめ券の話ありました。これ、私も実は秋間委員とはちょっと違うのかもしれませんけれど、私の周りで割と裕福な、そんなに暮らしに困っていない方たち、こういった方たちからすごく感謝をされました。私は本当にそれが逆にびっくりしました。そんなに生活に困っていない方だなと思える方も、本当に今回よかったです、うれしかったという、まだ届かない、いつ届くのかという問合せも多く来ていて、これは本当に秋間委員が言ったように、昔の給付よりは何かすごく、初めてこんなにいろいろ言われたなと思うございました。やはりそれだけ区民にとっての経済的な閉鎖感等々が強いんではないかと私自身は感じております。

そんな中、私自身も中小企業の経営者をやっております。そんな中、やはり賃上げというものは避けられないもので、なるべく従業員に対する賃上げというのは進めておりますが、やはり逆に言うと、経営者の賃上げというのは考えたこともないです。実際のところコロナ禍で被

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

害を受けて、私たち経営者は賃金を下げています。それが元に戻せている状況にもなっておりませんので、現状で言やあ、もう経営者の賃金の値上げというのは考えよらない。これが多くの台東区のある中小企業の経営者の考えなんいかなど私自身は思っておりますので、そんな中でやはり先ほどの議案、個人的には申し訳ございませんが、特別職の方と議員の給与の引上げについては反対をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 あと、よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これより採決いたします。

初めに、第96号議案について採決いたします。

本案については、挙手により採決いたします。

本案については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手多数であります。よって、本案は、原案どおり決定いたしました。

次に、第97号議案について採決いたします。

本案については、挙手により採決いたします。

本案については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手多数であります。よって、本案は、原案どおり決定いたしました。

次に、第98号議案及び第99号議案の2議案について一括して採決いたします。

本案については、いずれも原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本案についてはいずれも原案どおり決定いたしました。

次に、第100号議案について採決いたします。

本案については、挙手により採決いたします。

本案については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手多数であります。よって、本案は、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

---

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局長に委員会報告書を朗読させます。なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

(鈴木議会事務局長朗読)

---

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

その他、ご発言ありましたら、どうぞ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

---

○委員長 これをもちまして、企画総務委員会を閉会いたします。

午後 5時07分閉会